

# 『太平經』の思想の社會的側面

高橋 忠彦

- 1 導論
- 2 用語より見た『太平經』の社會思想
- 3 『太平經』の社會批判とその特徴
- 4 まとめ

## 1 導論

『太平經』に含まれる個々の思想の分析については、優れた研究が積み重ねられてきているが、文獻そのものの性格には、まだ未解決の點が多い。書物としての成立が、六朝期に下ることは別として、その原型となつたものの成立の時期や經緯について、少なくとも日本では、定論があるとは言えない。

筆者は、基本的には、王明氏が論じられたように、後漢の思想内容を伝えるものである可能性が強いと考えている。<sup>(2)</sup> 王明氏は、主に語彙の觀點から論じられて、一定の説得力があると思うが、しかし、例えば、現行のテキストには、

性格の違う様々な文體が混在していることなどを考えると、完全な解明は得られていないと言うべきであろう。<sup>(3)</sup><sup>(4)</sup>

成立時期の問題を含めて、『太平經』の思想史的性格を考えるのを困難にしているのは、その内容に、歴史的事實と直接につながるような、具體性を帯びたものが極めて少なく、どのような社會的背景に於いて、どのような問題意識を以つて作られたものであるか、容易に知り難いことである。<sup>(5)</sup>しかし、そのための手がかりも、全くないわけではないので、本論は、その種の、現實社會とのかかわりを感じさせる部分を輯めて、資料として、『太平經』の性格の一端を考えたものである。

第2章は、『太平經』（以下「本書」と略稱する）の獨特な用語の分析を通して、第3章は、本書の諸々の主張のうち、社會の現實を批判する方向のものものの分析を通して、いずれも、本書が持つ、社會・政治・經濟的立場や方向性について、試みに論じたものである。

なお、本論が資料としたのは、本書の主要な部分をなすと思われる問答體（天師||神人と真人の問答を中心とした部分）及び、内容上、それに類する部分（『太平經鈔』などからの資料も含む）であり、それ以外のものは文獻の性格が、必ずしも同じとは言えないので、注で觸れるにとどめた。<sup>(6)</sup>

## 2 用語より見た『太平經』の社會思想

a 承負について

本書では、現在の世界が災禍に満ちている理由として、隨所に「承負」の語が用いられており、過去の惡業の積み重ねとして説明されている。これは、際會（天運）や失政をその理由とすることへの反論となっており、太平を巡る議論の核心の一つの形而上的概念といふことができる。その定義をしている箇所を要約すると、「先人が過失を積み重ね、後生の人が罪もないのに災を受けることで、前を承ける意味で承、後に負うという意味で負」というのである。<sup>(8)</sup>しかし、この語は、概ね抽象化されて用いられているとはいへ、そのイメージを検討してみると、そこには家を單位とする發想が強く感じられる。

「善を力行して反りて惡を得るは、これ先人の過を承け、流災前後積み來りてこの人を害するなり。その行い惡にして反りて善を得るは、これ先人に深く積蓄せる大功ありて、來り流れてこの人に及ぶべきなり。よく大功を行なうことこれに萬萬倍たらば、先人に餘殃ありと雖も、この人に及ぶこと能はず。因りて復た過ぎ去り、その後世に流れ、承を成すこと五祖」<sup>(9)</sup>

とあるが、先祖と子孫の善行惡行のバランスが第一に考えられ、先祖が轉生して子孫となる期間の五祖が、承負の單位とされているのである。この、家單位の發想は、言うまでもなく、『易』坤卦文言傳の「積善の家には必ず餘慶あり、積不善の家には必ず餘殃あり」に基づく傳統的なもので、ここ以外でも、

「それ邪を蓄積するの家は、後に必ず邪害あり、眞文眞道を蓄積するの家は、後に必ず度世するものあり」<sup>(11)</sup>  
との表現が見られる。

しかし、その上で、本書の特色をなすのは、ここで言われる承負、善惡の（應報の）バランスが、頗る現實的な色彩を與えられていることである。例えば、

「(承負とは) 比<sup>たと</sup>えば父母が至道徳を失ない、隣里に過ちありて、後生その子孫反りて隣里の害するところなるがごとし。これ即ち承負の責を明らかにするなり」<sup>(12)</sup>

の如く、共同体内での報復を念頭に置いていたり、或いは、

「(悪人が) 先人の統を汙し、後生の子に負い、(子は) 遂に字<sup>なす</sup>けられて凶賊人の類となる。人あえてそれと語を交わすものなく、行人ともに道と同じくするを欲せず。この子何の過ちぞや。父母の惡を承負す」<sup>(13)</sup>

の如く、子孫が親の惡名を承けて、悲惨な境遇に陥いるような表現が多い。戒めの語として、簡単に「災い妻子に及び、禍い後生に流る」<sup>(14)</sup>と言ふことも多いが、同じ發想である。<sup>(15)</sup>

従つて、本書の「承負」の概念は、元來、相當具體的な、家を中心とした世代間の關わりを意識したもので、その善惡のバランスをとる存在も、必ずしも超自然的なものだけでなく、實際に賞罰を與える社會や政治の力をも考えているものと思われる。

#### b 家族について

「承負」の場合のように、本書に於いては、様々な形而上的、倫理的概念が、家族にかかわる類比で説明されている。最も根源的原理である天・地・人<sup>(16)</sup>あるいは天・地・中和<sup>(17)</sup>は、往々にして父・母・子に對比され、皇・帝・王・霸のような政治原理も、父・母・子・婦になぞらえられる。<sup>(18)</sup>

家族間の關係も、例えば、

「人君の心暢達せず、天心下に通ずるを得ず、妻子の君父の敕を得ざるを逆家となす」<sup>(19)</sup>

「比えば一夫一婦、共に一子を生めば、則ち稱して人の父母となす。また一家の象、子を生むべきことなくば、何ぞ名づけて父母となさんや。故に萬物を化生すること能わざるものは、稱して人の父母となすことを得ざるなり<sup>(20)</sup>」

「帝王は天子たり。民臣共に無道を爲し、乃ち人の父母の談語を斷ち、その子に通ずるを得ざらしむは、その罪莫大たり<sup>(21)</sup>」

など、單なる類比だけでなく、より高次の事實を證明する論據として用いられている。逆に言う、全ての根源にあるのは、家族倫理なのではなからうか。

家族の理想の状態としては、「父慈母愛、子孝、兄長弟順、夫婦同計」「父慈母愛、子孝、妻順、兄良、弟恭<sup>(22)</sup>」などと表現され、別に獨特のものがあるわけではないが、逆に、家庭内の不和については、現實味を帯びた表現がなされている。例をあげると、

「比えば人家の慈父母、日にその子に善を爲すを教え、自ら苦しみ衣食を絶ちてこれを養うも、老いて尙お固々として惡を爲すが若し<sup>(24)</sup>」

「比えば家人の父母、共に數子を生み、子共にその父母を欺き、行ないて惡をなすが若し。父母は家の一室に默坐す、安んぞ而くこれを知らん。已に行ないて凶惡盜劫を爲し、人反りて還た共にその父母を罪す<sup>(25)</sup>」

のような、不孝者の例を比喩に用い、「家人のまさに衰えんとするや生まるる子凶惡なり<sup>(26)</sup>」の語と相俟つて、子の善惡が、家にとつて最重要の問題であつたことを示している。それは、單に倫理的な問題でなく、上例のように、子の犯罪で親が罰せられることもあり、家が治まつていないと、財産に影響がでるといつた、現實的な意味に於いてで

あつたろう。その例として、

「それ子は、まさに父の教令嚴勅を承け、案じてこれを行なうべく、その事乃ち父の心志意を得るは、良家となすべし。もし父の教令を承けざれば、その家大小治まらず、即ち貧家と爲らん。財反りて四去し、常に聚まらざるに苦しむ<sup>(27)</sup>」

という一節が擧げられよう。

なお、「忠・信・孝<sup>(28)</sup>」や「孝・壽<sup>(29)</sup>」が唱えられることもあるが（會話體・説教體に比して少ない<sup>(30)</sup>）、これも當時の禮教を承けた徳目に過ぎないのではなく、孝には、現實の問題に對處する内容がこめられていたと見るべきであろう。要するに、本書が、家族關係の擬人的表現を好んで用いるのは、作者（話者）の社會的關心や知識の範圍そのものが、思想體系の壯大さにもかかわらず、狭い所に限られていることを示すのではないか。

### c 政治について

上に述べた問題點を、別の面から考えてみよう。本書の主張が、その半ばを、政治的方面に向けていることは、自らを内學と外學<sup>(31)</sup>で規定しているのをみれば明らかであり、一言でいえば、徳のある天子を助けて、太平を招くのが、その主眼となつてゐることも、言うまでもない。しかし、それでは本書の作者は、實際の政治機構に對して、どれ位の知識を持つてゐるのであるうか。

本書を通じて、具體的な行政組織、官名がほとんど用いられていないことは、特徴的であり、わずかにあらわれるのが、大まかな行政單位（里・郷・縣・郡・州<sup>(32)</sup>）及び、「縣官」「長吏」「帝王」といつた概念である。

「縣官」は、王明氏も、漢代の用語として詳論されているが、<sup>(33)</sup> 朝廷や天子を（遠まわしに）指す語であり、本書には、頻繁に用いられている。ここでは、天子を指す例は特に見られず、行政機構一般を指し、（聖人作縣官、城郭深池、所以備不然<sup>(34)</sup>）「縣官治乖亂、失節無常<sup>(35)</sup>」など、場合によつては、富が蓄積されている場所のイメージを持つ。例えば、

「君主が命じて）人能く撫手し盡く天下の縣官の金銀奇偽の物を得るも、以て汝を過せず、盡く以て汝に與えん、と言わば……」<sup>(36)</sup>

の如くであるが、いずれも漠然とした用法である。わずかに、「縣官と居民と行者」がそれぞれ上書するなどの表現から、中央よりは地方の、主に縣城の官署などを指しているのでは、と思われる。

同様に、「長吏」の語も、頗るあいまいであり、特に一定の官位を指さずに、廣く行政單位の長官として使われているらしく、「それ長吏は、乃ち民の司命なり<sup>(38)</sup>」との語句も見える。

その結果、本書で考えられている國家機構は、「四境の内を治める帝王、一州の長吏、一郡の長吏、一縣の長吏、一亭の亭長（吏の最小者<sup>(40)</sup>）」という單純な形である。

更に、帝王については、當然ながら、百重の内に居て天下を治める存在とのイメージしかなく、<sup>(41)</sup> あとは、觀念的な天人相感の議論に用いられるだけであり、帝王の周囲の政治機構については、一切言及がない。<sup>(42)</sup>

以上の事柄と、ある程度關係しようが、本書は、その内容から考えると、現實の政治狀況への批判が頗る少なく、むしろ、承負説を論據とする辨護の方向がめだつて<sup>(43)</sup> いる。權力者を痛罵した部分があるという説もあるが、<sup>(44)</sup> テキストからは、そう讀めない。「寇吏<sup>(45)</sup>」や「無功の臣<sup>(46)</sup>」が、まれに問題になつても、現在の帝王は、常に「上徳の君<sup>(47)</sup>」とし

てあらわれている。

このような、本書の、具體的官制への無知（歴史的事實についてはなおさらである）、批判の缺如は、作者が、官僚の世界と直接結びつかない層の出身であることを示している。

d 賢儒について

更に、別の角度から、本書の政治論を検討してみよう。本書の主張によれば、現實はどうあれ、天子を輔佐して政治を行なうべき層は、（現實味の薄い「仙人」や「神人」を除外すれば）「賢人」に外ならないのである。<sup>(48)</sup>「賢人悉出、輔興帝王」<sup>(49)</sup>の如く、帝王を助ける賢人が多く現われるのが、太平の政治をもたらす条件である。

ところで、この賢の語は、實際には、「賢儒」の形で使われることが多い。「賢儒悉出」<sup>(50)</sup>が太平の要件であり、「賢儒因而伏藏、久懷道德、悒悒而到死亡」<sup>(51)</sup>が亂世の描寫である。「仁賢明儒」<sup>(52)</sup>の語もあるが、敷衍した表現は本書の特徴であり、「賢儒」の語が熟したもので、しかも、「經書は則ち浮淺にして、賢儒日にこれを誦す」<sup>(53)</sup>の句も考えれば、いわゆる儒教的教養をもった知識人一般を指すことは明らかである。

ここで一つ問題になるのは、「賢儒」とほぼ同じ用法の語に「賢深（賢柔）」があるということで、例えば、

「賢深吾が道を得れば、宜しく深思遠慮すべし」<sup>(54)</sup>

「今賢深師の文を得てこれを學ぶ」<sup>(55)</sup>

「古者聖人位に在りて、常に力めて隱士賢柔を求む」<sup>(56)</sup>

「賢柔帝王の治を輔けんことを欲し樂う」<sup>(57)</sup>



の如き例が擧げられる。(漆は漢碑などに見える柔の異體字。)

この「漆」は、一方で「守漆包徳」<sup>(58)</sup>「守柔者長壽」<sup>(59)</sup>の如く、老子的な徳目として使われている例がないではないが、元來、儒と柔は通用する語であるから、本書の「賢漆」も「賢儒」と同じと見てよいのではなからうか。<sup>(60)</sup>

してみると、本書を通じて、實際に政治を擔當すべきなのは、儒教の教養を持った士人であるとの發想が見られ、作者が主要な教化の對象と考えていることも窺える。

しかし、これは例えば『論衡』狀留篇に見られる「賢儒」と「文吏」の對比のように、政治的に積極的な内容を持つわけではなく、賢者(知識層)即ち儒者という固定觀念があるのであろう。猶、めずらしく具體的に、「大學」が、「大漆道德の人」をあらかじめ養成しておき、急な問題に對應させる機關であるとの記事が見える。<sup>(61)</sup>

以上を要するに、本書で儒者が政治を荷うべき知識層として考えられているのは、一つの特徴ではあるが、考えてみれば、これも具體性に缺ける内容であるし、當時からすれば當然すぎることもある。しかし同時に、作者が儒學に對して持つていた親近感を窺うことができ、これは、本書の思想的性格を知るうえで參考になることである。

#### e 仙道について

本書には、政治關係の事柄(外學)に對して、仙道を得る方法(内學)が、當然、より重要なものとして多く述べられている。ところで、仙道は本質的に脱俗的なものであるが、社會との關わりについては、學派によつて差異が生ずる。本書の立場を考えてみよう。

「人には四つの鎭がある」とする次の文章がある。(引用は大意)

「年少の時、父母を思つて去ることができないのが第一の窮。結婚してから、互いに離れられないのが第二の窮。子が可愛くて養わねばならないのが第三の窮。年老いて不自由になるのが第四の窮」<sup>(62)</sup>

人は、一性情に縛られて、道を修める餘裕がないことを言う如くであるが、その後でも「能く明師を得て、思慮守道すれば尙お可」であつて、度世することもできると續く<sup>(63)</sup>。ここから窺えるように、俗人としての家族生活が、得道に決定的な障害となるものではないと考えられている。修道のための冥想などを行なう「便閑處」「閑室」などが多く言及されているが、「易集近人、必難成也」<sup>(64)</sup>と言われるものも、その「閑室」自體が、家族から離れた所にはないらしい。「今より以往、道を求むるに當に何ぐにおいてすべきや」との問に、

「皆これを閑室に求め、父母を遠けて妻子を去ることなかれ。漸を以てこれを爲し、僻漏して乃ち止む。……もし道未だ成らざれば……父母を守り、妻子を保ち、日々漸を以てし、清靜にこれを爲す」<sup>(65)</sup>

と答えていることから、いわば在家の修道を主張しているもので、仙道のために妻子を捨てるのは誤りであるということになる。<sup>(66)</sup>

實は、この引用は、「四毀の行」<sup>(67)</sup>を批判した後、古と異なる新たな道として述べられていることなのである。「四毀の行」(不孝・子孫を作らないこと・糞尿を飲食すること・乞食を行なうこと)については、佛教との關係もあつて、多く議論されているので、詳しくは觸れないが、當時の仙道修業者が、家族を棄て遠方へ赴くことを、具體的に非難したものであることは明らかであろう。<sup>(68)</sup>

本書の仙道觀は、

「これを身に行ない、身變じ形易わり、神道と門を同じくし、眞と隣となり、神人と戸を同じくす……その道意

を失ない、反りてこれを四野に求むれば、これを索むれども得ず、便ち窮老に至らん<sup>(68)</sup>

という表現や、「守一」を中心とすることから明らかのように、理論的にも、在家の修業が可能なものであつた。しかし、ここに於いても、上で觸れた家族倫理の重視が見られることも、指摘しておくべきであろう。

更に、本書には、仙道を窮めることと、學んで官位につくことが、對立するものでなく、並列されて、狀況による違いとして連續的に考えられている表現が目立つことも、付け加えておこう。

#### f 都市について

官職についてと同様、本書の持つ地理的イメージも、非常に漠然としている。全世界を八十一城や萬二千國の説を使つて論じているが、固より觀念的なものに過ぎない。中國内については、上述の行政單位以外、固有名詞もほとんど出ず、<sup>(73)</sup>「四野」「無人の野」とか「都市」「京師」などの語が用いられている程度である。これは、作者の見識の狭さも考えられるが、元來、本書の論が問題にしている範圍が、農村という地域社會に限られていて、特別な理由がなければ、邊境や、都市に論及する必要がないからではなからうか。

「四野」や「無人の野」「不毛の地」のような語は、専ら「四毀の行」の人のたれ死にする場所として述べられる不祥の地であるが、<sup>(74)</sup>「都市」とくに「市」についても、あまり良い文脈では用いられていない。

例えば、禁酒を論じて、「市酒」を禁絶せねばならないと説き、

「それ市もまた五方より流聚して相い賈利す。盜賊狡猾の屬を致すは、皆市より起<sup>(75)</sup>こる」

と言ひ、加えて、京師は人材の集まる場所だから、市の如く「ただ財を聚むべき處<sup>(76)</sup>」ではないとも言う。五行説で理

論づけてはいるが、都市と商業活動に否定的な立場であることも見てとれよう。

もう一つ、たとえ話であるが、「ある人が都市の中でデマを流し、大地が陥没して湖になる、と泣きながら觸れ歩いたとする。それが次第に廣まり、天下の人がだまされよう（大意）<sup>(77)</sup>」という表現を、「都市から廣まる不正確な情報」と理解するなら、本書の主張する「三道行書」の論據に、災變の正確な情報は、「常に曠野民間においてし、庶賤反りて先ずこれを知る<sup>(78)</sup>」と言われていることと符合するものと見ることができよう。

餘り例が多くないので、正確なことは言えないが、都市に對してやや特殊な（どちらかと言うとマイナスの）イメージがみられ<sup>(79)</sup>、逆に單に「民間」として農村部が表現され、特別な語が用いられていないことから考えれば、本書の視點は、基本的に農村の方に在るのではなからうか。

g 盜賊について

「盜賊」の横行と「夷狄」の侵寇は、本書に於いて、亂世の證しとして常套的に用いられている。どちらも一種の災異として、觀念的に使われる場合が多く、特に、例えば、

「變怪盜賊萬類にして、夷狄夏を猾す<sup>(80)</sup>」

「盜賊止めば、則ち夷狄却降し、風雨その時節をなす<sup>(81)</sup>」

「邪氣藏れ、盜賊斷絶す……夷狄卻き、萬物茂盛なり<sup>(82)</sup>」

の如く、並列して用いられることもある。

しかし、それぞれの事象が、本書の作者にとつて持つていた意味は、それぞれ、もう少し具體的に知ることができ

る。

第一に「盜賊」について言えば、後述するように、逮捕の手段などについて試案を持っていたこともあり、關心が強かつたに違いない。

ここで注目すべきことは、盜賊は、民が政治の善悪によつて轉化するものとの認識である。例えば、

「道徳が十全に行なわれていれば、その民に盜賊はいない。四分の三行なわれていると、四分の一は傷死したり盜賊になつたりする。四分の二行なわれていると、半分の民が病んだり、人を欺くようになる。四分の三行なわれていると、四分の三の民が、病んだり、欺いたり、盜賊になつたりする（大意）」<sup>(83)</sup>

という主旨の文がある。また、教化が悪いと、「中賢」は「猾吏」となり、「下愚小人」は「その父母を欺き、その隣里を巧あざむき、或いは盜賊となりて止むべからず」とも言う<sup>(84)</sup>。このように、民は容易に盜賊になりうる存在であり、家庭・郷里での非行から、盜賊に至るとし、犯罪の様態について、細かな描寫もある<sup>(85)</sup>。

してみると、本書の作者は、家庭の崩壊を伴う、種々の犯罪を目のあたりにし、教化や倫理の問題として「盜賊」の増加をとりあげているのであり、歴史的・經濟的・政治的視點に缺けているのは、他の項目と同様である。

ところで、こういつた「盜賊」に、後世農民革命と呼ばれるような力量を持ったものが含まれている可能性もないではないが（「將軍・上君」と呼ばれている例<sup>(86)</sup>）、本書の立場は、「盜賊」を肯定もしていないし、政治權力（王朝）に脅威を與える存在とも見ていない。

第二に「夷狄」について簡単に述べる。「夷狄」の動きは、祥瑞や災異として考えられているに過ぎず<sup>(87)</sup>、深刻な邊防論は固より、具體性が少しでもある記述は見あたらない。

従つて、「盜賊」「夷狄」の扱ひ方から見る限り、統一王朝が、分裂や崩壊につながる何らかの危機的状況にもない情態であると思えない。本書が全體として危機感に満ちているのは、むしろ、より身近な鄉村共同體や家族を單位とした社會問題を念頭においているからであると考えるべきであらう。

### 3 『太平經』の社會批判とその特徴

#### a 女子の殺傷について

卷一百八に、「要訣」十九條として、主要な主張がまとめられているが、概ね他の箇處に議論が見出せるもので、問答體の一部とみなすことができ、文字通り『太平經』の要訣と考えてよい資料と思われる。その中に、社會の現實を批判したものは、いくつもないが、「欲樂思人不復殺傷女者、取訣於各居其處、隨其力衣食、勿使還愁苦父母而反逆也（女子が殺傷されないようにするには、彼らが自分の力で生計をたて、父母に面倒をかけないですむようにすればよい）<sup>(88)</sup>」という一條は、今からみると、最も重大な社會現象を反映しているように思える。

この主張の詳細は、卷三十五に見える。概略は、「現今、生活の負擔から、兩親が女子を殺すことが多く、陰陽の調和を亂し、災異を招いている。女子を夫に嫁がせることによつて、獨立して生計をたてさせ、この惡習を止めさせるべきだ」ということで、「一男二女（一夫二妻）」を主張し、「貞」（この場合、一夫一妻を守ること）を斥けている。このような殺害の具體的な様相は、「今ただ衣食に乏しきがためにこれを殺傷す<sup>(89)</sup>」とか「あるいは一家にして乃ち

十數女を殺すものあり、あるいはこれを妊みて未だ生出せず、就きてこれを傷つくるものあり<sup>(90)</sup>とかの表現からみると、當時の農村などで行なわれていたらしい生活苦による間引きや中絶の習慣を描いているものらしい。<sup>(91)</sup>

知識層の書いた文獻には見當らない、悲惨な現狀を扱っているのは、作者が、民衆に近い人物であることを示しているが、その解決策に現實味が乏しいこと、觀念的な陰陽理論に支配されていることは、否定できず、政治的・經濟的實務に通じていないことはもちろん、必ずしも民衆の生活を理解してもいないことが窺える。これは、本書の社會批判全體に共通することである。

#### b 「興善止惡法」について

抽象的な議論の多い本書の中で、やや具體的な制度を提言し、鄉村社會における犯罪の取り締まりの方法を述べた部分が、卷三十五に見え、「興善止惡法」と題されている。既に2・bでみたように、本書では、良民（謹子）と惡子を、一般農民の二つの連續するあり方と考えており、ここでも、長吏が犯罪を調査する際に、「佝家謹子」と「惡子少年」を反對の位置に集めるものとされている。

即ち、君（長吏）が南面している前に、故大臣故吏が西側で東面し、明經と道德が南側、孝悌人が東側に座る。以上は、官爵のある者で、その他の一般農民が、佝家謹子は東南隅に、惡子少年は西南隅に、下つて集まる、<sup>(92)</sup>というのである。

この記事に重なる内容が、『太平經鈔』戊部にあり、ここでは、住民を十種の「閭」にわけているが、文意は完全にはわからない。いづれにせよ、「大慈孝順閭第一、明道德大柔閭第二、孝悌始學化善閭第三」は、學問道德を身につけ

ている者、「佞家子謹閭第四」は、耕作に務める良民、「大不仁之子無義少年好兵聚姦閭第五」が武器を持つて横行する悪少年で、「溝瀆に捐棄し、藏埋するを得ず」と、極めて強く非難している。「不和家中欺老愛少共食異財閭第六」は家庭内が不和な者、「悔過棄兵閭第七」「悔過更合善閭第八」は、悔い改めた民、「大惡人邪貪敗化閭第九」は貪官汚吏で、「除過復正悔事閭第十」も、「改行易心」した人、となつて<sup>93</sup>いる。

この十閭の制は、古聖賢が「相い賊傷せざらしめ、各々天年を終えしめんと欲し<sup>94</sup>」たものというからには、或いは善惡の等級で、居住區を分つような意圖なのであろうか。

これら二つの記事は、本書が、人の惡行善行について論ずる場合の、具體的なイメージが、概ね鄉村内での善惡の域を出ず、それ以上の大善大惡は、觀念的なものに過ぎないことを裏づけてくれる。

### c 薄葬について

漢代の社會評論には、奢侈を非難する觀點からの厚葬批判が多いが、本書の卷三十六に見える薄葬の主張は、知識層の論とは、異なつた點が多い。

ここで、最も主眼となつてゐるのは、

「鬼神邪物大いに興り、共に人道に乗じ、多く晝行して人を避けざるなり。今疾病をして絶うるを得ず、列鬼をして行きて止まらざらしむるなり<sup>95</sup>」

と言うように、疾病が蔓延している理由として、死者への葬儀を、生者に對する以上に行なうため、陰陽の混亂が起き、鬼物が横行しているからだとする。禮にそむき、奢侈であることへの言及はあるが、批判の主な論點にはなつて



いない。

要するに、本書は、仙道Ⅱ生道に窮極の價値を見出す立場にあるので、仙道を求めもせず、立派な墓を造り、葬式で哭泣する者は、「死を求めて死を得た」<sup>(97)</sup>に過ぎないものとされるのである。

「愚者は師に逆い鬼と隣となり、正道を得ずして凶門に入り、遂に復た去神を還さず、骨肉腐塗祖先と稱し、命已に滅亡し大いに窮す」<sup>(98)</sup>

の如き表現の中にも、諸々の神靈の中で「家先」が最下位にあることから<sup>(99)</sup>、死者を祀ることへの反感が見出せよう。恐らく「清静を本となし錢を用いるにあらず」<sup>(100)</sup>の語から、ある程度窺えるように、金錢を浪費させる宗教者（主に民間の巫覡）への反感も考えにいれるべきであろう。

要するに、厚葬批判に關しても、社會的・經濟的觀點からでなく、独自の陰陽理論に終始しており、有效な議論であつたとは思えないし、同時に、民衆の立場や理論についてほとんど理會も言及もしていないのである。

#### d 土功について

同じく災異の多い原因として、人々が「共に地を穿鑿し、大いに土功を興起し」<sup>(102)</sup>ていることが、卷四十五で議論されている。多くの言辭を費しているが、要點は、「大地は人の母にあたる存在であるのに、人々がむやみに土を掘り起こすから、地の怨みをおつて災異が絶えない。今後は、三尺を限度として地を掘るべきである。三は、天・中和・地に對應する」<sup>(103)</sup>といったことである。

ところで、ここで、盛んに土功を興すといわれていることは、具體的には、例えば、

「今天下大屋丘陵冢、及び山阜を穿鑿し、金石を采取し、瓦を陶し柱を堅て、妄りに溝瀆を掘鑿し、或いは閉塞壅闕し、まさに通ずべくして通ずるを得ざらしむこと幾何かある」<sup>(四)</sup>

の如き表現が、最も詳細なものであるが、「その深きものは下黄泉に著く」の語と併せ考えると、鑛山の掘鑿事業等が、最大のものと考えられているのではなからうか。各家庭が井戸を掘ることが、多く論じられているが、それは議論上のことで、従来にない大規模な金石の探掘が行なわれていることに、傳統的な地脈水脈の理論と、独自の擬人的陰陽論を併せて、批判を行なったものではなからうか。元來、「地は養を主り、母と稱す」<sup>(四)</sup>という發想自體、形而上學化した、鑛工業、商業への不信の念を見ることは不可能ではなからう。

なお、この問題についても、議論が現實性を缺き、政治にも民衆にも影響がなかつたであろうこと、他と同様である。

### e 任官について

本書の政治主張として優れたものだとされるものに、能力に應じて選舉任官を行なうべきとする議論がある。卷五十四にまとまつている他、参照すべき言論が隨所に見える。それについては、卿希泰氏がまとめられているので、二、三の特徴を指摘するにとどめたい。

第一に、他の諸問題と同様、批判の根本には、災異の多發している現状を正すという動機があり、純粹に政治を論じているものではないこと、従つて、實際的議論でなく陰陽理論が先に立つた。多分に觀念的なものになつてい

とが擧げられる。

第二に、各自に自分の能力を上書させる、など具體的な内容もあるが、それを現實の官制の中で如何に行なうかという發想も、そのための知識も缺けていると言わざるを得ないことも指摘できる。2・1cで検討したことと無縁ではなからう。

f 禁酒について

「要訣」に「水與火欲厭絶姦臣詆不得作者、取訣於由斷金裘市酒也」<sup>(107)</sup>とあり、「禁酒」特に市場で酒を賣ることを禁止することが、本書の主張の一つにあつた。その詳細は、『太平經鈔』丁部と卷六十九に見える。特に前者には、酒の實際の害が縷々述べられ、酔つてけんかで死傷し、高所より墜ち、車馬にひかれるなど、酒の害は萬端で、數えきれない、とあり、具體的な社會問題として、酒害が叫ばれていたことを反映している。<sup>(108)</sup>

しかし、全體として陰陽五行で理論づけており、市で酒を賣るのは水行が重なるから禁すべきで、<sup>(109)</sup>禁酒令の違反者に城郭道路を修理させることで、土行を以て水行を防ぐと主張している。<sup>(110)</sup>

このような議論の特徴としては、理論が先行して現實性に乏しいこと、どちらかというと、經濟的問題より、酒害が家庭の崩壞につながるという側面を重視していること、<sup>(111)</sup>上述したような、市場⇨商業への反感が窺えること、などが指摘できる。

g 斷金について

上述の「要訣」にも「斷金」の語があつたが、もう一條「太陽欲知太平者、取訣於由斷金也」<sup>(18)</sup>とも言つてゐる。これに對應する議論は、卷六十五の「斷金兵法」と「王者賜下法」であり、内容としては、「災異を防ぐためには、金氣を絶つ必要がある。今時は王者が臣に刀兵を下賜するので、金行が盛んになつてゐる。これを改めねばならない」と要約できる。この下賜は「歲始」や「巡狩」の時に行なわれるものといふ。<sup>(19)</sup>

議論はやや長いが、主に五行理論の展開で、この主張が、元來、どのような動機によるものか、わかりにくい。しかし、刀兵が民間に多いことを問題にしているとすれば、上で觸れたような、盜賊や惡少年の横行と無縁ではなからう。「行くに必ず兵を持す」<sup>(20)</sup>とか「あえて道を爲めず反りて兵を好む……兵を持して人を要し路傍に居る」<sup>(21)</sup>などの表現を考えれば、兵器は、犯罪の増大とつながって考えられてゐるに違ひないと思ふ。

しかし、問題意識は、現實に即したものであれ、議論自體は、やはり觀念化し、要は王者が兵でなく文を賜えばよいという迂遠なものになつてゐる。

h 財産の公平なあり方について

卷六十七の「六罪十治訣」では、人の大罪を列擧しており、その中に

「或いは財を積むこと億萬、あえて窮を救い急に周せず、人をして飢寒して死せしむるは、罪除かれざるなり」<sup>(22)</sup>  
 という條目があり、これは中和の財物を私するため、「天地和氣と仇となる」<sup>(23)</sup>からだとする。

更に敷衍して、「金銀億萬」を腐るにまかせ、窮迫した人に罵つて與えず、與えても四五倍の利子を取り、人が飢寒で死んでも笑うばかりだなど、<sup>(120)</sup> 詳かな描寫が續く。

この主張は、豪強の富の占有に反對し、黃巾起義に影響を與えたとして、よく取り上げられるが、<sup>(121)</sup> 本書の作者の意圖は、實際には、どこにあつたのであろうか。

確かに、根底には、社會の不平等に對して粗樸な正義感があつたことは、言うまでもない。その意味で、民衆の意見を代辯したものといえよう。しかし、同じ「六罪」の中に、

「天の人を生ずるや、幸にその人々をして自ら筋力の以て自ら衣食すべきものあらしむ。而してあえて力めてこれを爲さず、反りて飢寒を致し、その先人の體に負ふ。而して輕々しくその力を休め……反りて常に自ら飢寒に愁苦すと言う。但だ常に多財の家に仰ぎ、須ちて後生く。罪除かれざるなり」<sup>(122)</sup>

とあるように、彼の立場は單純ではない。むしろ、「それ財は、天地間の盈餘物なり」<sup>(123)</sup> の語に象徴されるように、努力さえすれば、財産が得られ、生活が可能だとの樂天的な認識があるように思われる。21aの問題で、安直な解決にとどまつているのも、同じ發想であらう。

だから、富者が富を獨占するのを非難するにも、天・地・中和などの理論を用い、その倫理性を希薄にしている。また、このような貪慾な者は、百神に惡まれ、盜賊に滅ぼされると言うだけでなく、逆に施しを好む多財の家が、結局は、子孫の代まで富貴を極めるということも述べている。<sup>(124)</sup> つまり、善行と惡行には、この世（天上を含めて）の諸力による報いが規定されているという發想<sup>(125)</sup> に立ち、それだけ、現實の批判としては、方向の曖昧なものになつてゐる。つまり、表現の處々に、現實の影が見出せるとはいえ、一般的な勸善の文に止まつた内容である。

i 「禁燒山林」について

卷一百一十八に「天上急ぎて山林叢木の郷を火燒するを禁絶す<sup>(128)</sup>」ということが述べられ、同時に、「下田の草」は燒いてもかまわない旨が記されている。山林の樹木を燒き拂うのはいけなくて、田畑の草を燒くのは宜しいということについて、それぞれ、陰陽五行による理由づけが、詳細に論じられている點、既述の例と共通する。しかし、それでは、ここで禁じられ、勧められている行爲は、具體的に何を指すのであろうか。

參照すべき箇所は、わずかに、

「慎みて山を燒き石を破り、草木に延及し、華を折り枝を傷め、市里に實たすことなかれ。金刀これに加わり、莖根俱に盡く<sup>(128)</sup>」

という表現が、恐らく「山林云々」と同様のことを指しているのであろう。當時の人々には、はつきりわかつたのだろうが、漠然としていて、幾つかの可能性を示すことができるのみである。

つまり、「市里」「金刀」などの語句からは、木材の採取のような、林業・商業の活動が想像されるし、問題の「山林を燒く」行爲を、樹木を燃料として伐採することとれば、鑛業、金屬の精鍊などと關連づけられないこともない。例えば、『漢書』貢禹傳で、鑛錢のための銅の採掘と精鍊について、

「地を鑿つこと數百丈、陰陽の精を銷かし、地藏空虛となりて、氣を含み雲を出すこと能わず。林木を斬伐し、時禁あることなし。水旱の災未だ必ずしも此に繇らずんばあらざるなり<sup>(129)</sup>」

と言っているのと通ずる所がある。

或いは、「山林を焼く」のは、耕地を擴大するため、とも考えられるが、筆者が、さし迫つた大問題として扱つて  
いる所から見ると、古風な焼畑農耕の類ではなく、中央の指導による大規模な開墾事業の可能性が強い。<sup>(10)</sup>

それに對して、「下田の草」を焼く方は、通常の低地の田畑で、雑草を焼き拂い、肥料とするような作業を指して  
いると思われる。

従つて、「山林を焼く」ことをどう考えるにせよ、ここでの筆者の立場は、社會の變動につながるような、何らか  
の大規模な經濟活動（商業、鑛業、開墾など）に對して、傳統的な農耕を行なう者が抱く不安や反發を、ある程度反  
映したものになつていゝと言えよう。

#### 4 まとめ

以上、第2章、第3章で、個々の問題を論じてきたが、そこから得たことを總合して、本書の思想的性格の社會的  
位置づけを考えてみたい。

第一に、本書の（作者の）<sup>(11)</sup>持つてゐる知識體系の性質について考えてみよう。

まず、歴史的知識の缺如と同時に、政治、官僚機構への無知から見ると、固より、一般の儒教官僚や知識層とは、  
直接に縁がないものと考えられる。

にもかかわらず、「賢儒」の語からわかるように、儒教的なものには、主観的な親近感を抱いており、政治の主體  
として、儒教的官僚を想ひ描いてゐるようであつた。その他、多く用いられてゐる「章句」の語も、<sup>(12)</sup>一般とは微妙な

差があるものの、儒教の影を感じさせるし、「天人一體」<sup>(133)</sup>の語や、災異を「諫」<sup>(134)</sup>と考える發想など、普遍化した經今文學の影響がみられる。また、『論語』<sup>(135)</sup>の影響や『易』<sup>(136)</sup>の引用例もある。

もちろん、これら全ては、儒教が支配的であつた當時の學風の間接的影響と考えられるもので、本書の持つ知識體系が（仙道や獨特の形而上學を除けば）象數易學を始めとした、陰陽、五行、六甲の學、即ち術數の學を中心として、いることは明らかである。ところで、この術數の學が、經學と密接な關係を保ちながら、その下位にある學問として、獨立して傳承されていたのは、よく知られた事實であるし、本書にも、その關係が反映していると考えられる。そのため、嚴密な意味では、儒教の教義と無縁でありながら、儒教を近しいものとして扱い、眞の道に比べれば不完全としながらも、批判の對象とはしていないのであろう。

これは、逆に、本書が他派の仙道に對して行なつた批判、「四毀の行」に象徴されるような批判にあらわれるように、家庭道德、特に孝のような儒教倫理を擁護する立場ともつながってくる。

本書が、自らの學を、巫覡などの、民間呪術的なものと一線を劃し、下等な神靈を繰る術にすぎないと考えている<sup>(137)</sup>のも、同じ方向のことであらう。

本書が、術數（易學や六甲の理論）と儒教倫理を、主要な思想的根據として、民間の俗信を批判する立場に立つているのは、丁度『風俗通義』怪神篇の物語の中で、土地の妖怪を調伏するために、『六甲』と『孝經』と『易本』が誦されたという事實と重なりあうかに思える。術數の學は、たしかに、儒教經學と、民間の俗信の中間に位置するかもしれないが、どちらかといえば、本書の如く、上を向いているものであり、直接に儒教的内容を持たない場合でも、それなりに合理性・倫理性と結びつきやすいことがわかる。



第二に、本書の思想内容が、どのような社會的立場を代表するものか、まとめてみよう。上述したように、官僚や知識層とは、關係が薄そうで、國家レベルの問題については、議論に、具體性が缺けるのが常であつた。むしろ、その視點は、農村の、恐らく自作農家の立場に立つものであることが、隨所に見てとれた。

このことは、本書で用いられる比喩が、多くは農耕に關するものであることから、ある程度窺える。例えば、

「禾を種えれば禾を得、麥を種えれば麥を得。その功力を用いること多きものは、その稼善<sup>(138)</sup>」

「その有にあらざれば、強いて取るべからず。その土地にあらざれば、強いて種うべからず。これを種えども生じず<sup>(139)</sup>」

のように、善惡の應報を表現することが多い。それも、諺として用いてるのでなく、(家族の喩えの場合も同様であつたが) 自然な文脈の中で、理論の根據として述べているようである。それ以外にも、虱や蚊虻など、身近なところに喩えをとつているのが窺える。

もし、本書が農業者の立場に立つているとすると、上述したような、商業や鑛業に對する反發も、それにつながることもかもしれない。また、狩獵や漁業についても、

「畝射漁獵の子、天道に順わずして善を爲さず。常に殺傷を好む。天甚だこれを咎め、地甚だこれを惡み、羣神甚だこれを非とす<sup>(141)</sup>」

という表現で非難している。

このような、他の産業への反感は、特に、商業や鑛業のように、大規模な經濟的變動をもたらす可能性があるものに向けられ、傳統的な農業經濟の維持が暗に主張されているのであろう。そして、廣く、農村共同體や家族の崩壞に

つながる様々な社會變動への對應策として、儒教倫理の形をとつた、家族倫理、鄉村倫理の強調があらわれてくるのであろう。

しかし、筆者或いは神人の類が、農民出身かどうかは不明であり、術數の學を身につけた下層の知識人で、農民に近い立場にあつたという以上のことはわからない。ただ、彼が独自の宗教體系を打ち立て、教理を形成する際に、周囲の社會の漠然とした不安を、術數などで理論化して、具象化したものであろう。

従つて、本論で述べてきたことは、必ずしも、『太平經』の思想體系の中で、最重要なものではないかもしれないが、その思想史の資料としての、二、三の性格について明らかにしようとしたものである。

1 福井康順氏『道教の基礎的研究(2)』所收の諸論文参照。

2 王明氏「論『太平經』的成書時代和作者」『世界宗教研究』一九八二—二。

3 拙論「『太平經』の思想構造」『東洋文化研究所紀要』95参照。

4 もし、王明氏の論ぜられたように、『太平經』が後漢のものであれば、同時代の思想史資料との比較が、意味のある方法となりうるであらう。その場合、語彙、思想内容ともに、對比すべき共通項の最も多いのが『論衡』であると思われる。

5 「太平清領書」との関係や、太平道との関係を、あらかじめ認めてしまえば、歴史とのかかわりを論ずることはできるし、その方向からの論も多いが、その点について充分な論據があるとは言ひ切れない。本論では、『太平經』のテキスト自體を範圍として考察する。

6 以下、『太平經』の引用は、王明氏編『太平經合校』(一九七九年第二次印刷 中華書局)による。頁數を記した場合も同じ。

7 この點を最も詳しく論じているのは、371頁「然、古今之文、多說爲天地陰陽之會、非也、是皆承負之厄也」以下の部分である。帝王に災變の責任を負わせることについて、116頁「後生所爲日劇、不得天地意、反惡天地言不調、又共疾其帝王、言不能平其治内」などの批判の表現が多く見られる。

8 70頁：然、承者爲前、負者爲後；承者、迺謂先人本承天心而行、小小失之、不自知、用日積久、相聚爲多、今後生人反無辜蒙其過謫、連傳被其災、故前爲承、後爲負也。

9 22頁：力行善反得惡者、是承負先人之過、流災前後積來害此人也。其行惡反得善者、是先人深有積蓄大功、來流及此人也。能行大功萬萬倍之、先人雖有餘殃、不能及此人也。因復過去、流其後世、成承五祖。

10 182頁に「五祖氣終、復反爲人」とあり、73頁にも「先人之身、常樂善無憂、反復傳生」とある。

11 688頁：夫蓄積邪之家、後必有邪害也；蓄積眞文眞道之家、後必有度世者也。

12 54頁：比若父母失至道徳、有過於隣里、後生其子孫反爲隣里所害、是即明承負之責也。

13 251頁：汗先人之統、負於後生之子、遂見字爲凶賊人之類也。人莫肯與其交語、行人不欲與同道、此子何過、承負父母之惡。

14 400頁：災及妻子、禍流後生。

15 說教體・會話體の部分にも、注14のような言い回しが多い。564頁の「殃流子孫」578頁の「易世被誅、延及孫子」など。572頁の「先時爲惡、殃咎下及。故令生子、必不良之日」の如く、生誕の日時の良否の俗信と結びつけた表現もある。

16 113頁：夫天地中和凡三氣、内相與共爲一家、反共治生、共養萬物。天者主生、稱父；地者主養、稱母；人者主治理之、稱子。

17 395頁：父象天、母象地、子象中和、其聚財物、家中所有象萬物、亦成一家。

18 237頁：夫皇道者、比若家人有父也；帝道、比若家人有母也；王道、比若家人有子也；霸道者、比若家人有婦也。

19 20頁：人君之心不暢達、天心不得通於下、妻子不得君父之救、爲逆家也。

20 20頁：比若一夫一婦、共生一子、則稱爲人父母。亦一家之象、無可生子、何名爲父母乎？故不能化生萬物者、不得稱爲人父母也。

21 321頁：帝王爲天子、民臣共爲無道、乃斷人父母談語、不得通於其子、其罪莫大焉。

22 163頁。

23 409頁。

24 162頁：比若人家慈父母、日教其子爲善、自苦絕衣食養之老、尙固固爲惡。

25 418頁：比若家人父母、共生數子、子共欺其父母、行爲惡；父母默坐家一室中、安而知之。已行爲凶惡盜劫、人反還共罪其父母。

26 140頁：家人且衰、生子凶惡。

27 219頁：夫子者、當承父之教令嚴勅、案而行之、其事乃得父心志意、可爲良家矣。如不承父教令、其家大小不治、卽爲貧家矣。財反四去、常苦不聚。

28 157頁：上善之人滿其朝、忠信孝子皆畢備。

29 92頁：其後生者孝且壽。

310頁：自開闢已來、行有二急……壽孝爲急。

30 會話體、說教體の部分では、「忠孝」や「忠孝順」がしばしば述べられるが、543頁の「天下之事、孝忠誠信爲大」の如く、宗教上の徳目の「誠信」が加えられるのが特徴である。

31 拙論（注3）参照。

32 119頁。314頁では「亭・縣・郡・州」319頁では「亭・郷・縣・郡・州」とある。なお州の數について王明氏の論文（注2）参照。

33 注2参照。

34 296頁。

35 23頁。

36 153頁：今使明君有教、言人有能撫手盡得天下縣官金銀奇僞之物、不以過汝、盡以與汝、其人極樂得之也。

37 328頁：是故使三處上書、縣官與居民與行者、悉且三相應、不失銖分也。

38 314頁の例では、州・郡・縣の長官が全て「長吏」と呼ばれている。但し、『三國志・魏書』武帝紀に「其令死者無基業不能自存者、縣官勿絕粟、長吏存郵撫循、以稱吾意」という表現があるように、漠然と地方長官を指す場合もあつたらしい。

39 699頁：夫長吏者、乃民之司命也。

40 314頁。

41 316頁：今帝王雖神聖、一人之源、乃處百重人之內、萬里之外。

42 これは、説教體・會話體の部分でも同様であるが、こちらでは、「壽曹」「法曹」といった、天官（仙界の役署）についての詳しい命名がされている。また、544頁の「俗人不知、以爲如民長吏」の如く、天官と地上の官を比較する例もある。

43 60頁：帝王一人、雖有萬人之德、獨能如是乎？

44 卿希泰氏『中國道教思想史綱・第一卷』（一九八〇四川人民出版社）115頁で「凶敗之召、將以刑殺傷服人」などを例として、いるが、これは、政治のあり方を列擧しているだけで、現實の君主を批判しているわけではない。

45 145頁：而寇吏反以此嚴畏之威之也。

46 379頁：故蟲逃於內而竊食人、象無功之臣、逃於內而竊蠶食人也。

47 295頁：今當上德君治、天愛之。

48 拙論（注3）参照。

『太平經』の思想の社會的側面

- 49 18頁。
- 50 128頁。
- 51 395頁。
- 52 388頁：象天者、聚仁賢明儒道術聖智。
- 53 230頁：經書則浮淺、賢儒日誦之、故不可與之。
- 54 252頁：賢溪得吾道、宜深思遠慮。
- 55 281頁：今賢溪得師文學之。
- 56 304頁：古者聖人在位、常力求隱士賢柔。
- 57 451頁：賢柔欲樂輔帝王治。
- 58 245頁。
- 59 458頁。
- 60 その他、257頁の「大溪大賢」、287頁の「衆溪」、250頁の「大溪師」のような例があるが、概ね「儒」と言い換えることができる。
- 61 298頁：夫大學所以益積道德之人者、備求可得也；如不豫蕃聚、求不可卒得也；如有變事、欲問古今比列、不豫有大溪道德之人、無能卒對解者。
- 62 72頁：既生、年少之時、思其父母不能去、是一窮也。適長巨大自勝、女欲嫁、男欲娶、不能勝其情欲、因相愛不能相離、是二窮也。既相愛、卽生子、夫婦老長、顏色適不可愛、其子少可愛、又當見養、是三窮也。其子適巨、可母養身、便自老長不能行、是四窮也。
- 63 72頁：四窮之後、能得明師、思慮守道尙可。高才有天命者或得度、其次或得壽。

- 64 293頁：宜遠於人、便間處爲之、易集近人、必難成也。
- 65 666頁：「自今以往、求道皆當於何哉？」「皆求之於閑室、無遠父母而去妻子。以漸爲之、僻漏乃止……如道未成、爲日守父母、保妻子、日日以漸、清靜爲之」
- 66 說教體に屬する部分に、「故使白日輒有承迎、前後昭照、衆民所見、是成其功、使人見善」として「白日昇天」を述べているが(596頁)、昇仙も、人々に見られてこそ榮譽であるし、教化の手段ともなるのである。ここでも仙道と脱俗は一致しない。
- 67 655頁：其第一曰不孝、第二曰不而性眞、生無後世類、第三曰食糞飲其小便、第四曰行爲乞者。
- 68 說教體・會話體の部分でも、「食糞之人」(593頁)「走行乞句」(576頁)など、同様の批判が見え、論點が變らないことを示している。
- 69 26頁：行之於身、身變形易、與神道同門、與眞爲鄰、與神人同戶。求之子身、何不覩患、其失道意、反求之四野、索之不得、便至窮老矣。
- 70 309頁：夫上古聖賢者於官、中士度於山、下士蟲死居民間。
- 71 33頁、333頁。
- 72 368頁、389頁によれば、「中部」が「八十一城」で、その外を含めると、天下に「萬二千國」がある。
- 73 「河圖雜書」について王明氏の論文(注2)が論じている。その他、「崑崙」「泰山」(384頁)などが現われるにすぎない。
- 74 656頁：會皆住死於不毛之地、無人之野、以戮其形。また注69参照。
- 75 269頁：夫市亦五方流聚而相賈利、致盜賊狡猾之屬、皆起於市。
- 76 271頁：非若市、但可聚財處也。
- 77 58頁：令一人爲大欺於都市中、四面行於市中、大言地且陷成涵水、垂泣且言；一市中人歸道之、萬家知之……迺使天下欺。
- 78 320頁：災變異之見、常於曠野民間、庶賤反先知之也。

- 79 說教體及び會話體の部分であるが、謫仙人のことを述べ、罰として、都市で野菜を賣つたり(570頁)、京洛で藥を賣つたり(611頁)させられるという記述がある。
- 80 165頁：變怪盜賊萬類、夷狄猾夏。
- 81 176頁：盜賊止、則夷狄却降、風雨爲其時節。
- 82 192頁：邪氣藏矣、盜賊斷絕矣……夷狄卻矣、萬物茂盛矣。
- 83 238頁：有其全者、其人民萬物、悉無病平安、無爲盜賊欺僞佞者也……其四分有其三者、其三分人平善忠信、其一分傷死、或爲盜賊……其四分有其二者、其半人民萬物有病、爲不信……其四分有其一者、其三分者悉病、無實欺爲佞、皆爲盜賊、無有相利之心、一分者爲善耳。
- 84 481頁：其中中賢得習僞文、便成猾吏……下愚小人得之、以作無義理、欺其父母、巧其隣里、或成盜賊不可止。
- 85 307頁：上無明君教不行、不肯爲反好兵、戶有惡子家喪亡、持兵要人居路傍、同人空閑奪其裝、縣官不安盜賊行。
- 86 144頁：比若寇盜賊奪人衣服也、人明知其非而不敢言、反善名字爲將軍上君。
- 87 太平の祥瑞として、「夷狄却、祥瑞應來」(14頁)「瑞應悉出、夷狄却去萬里、不爲害耶」(126頁)など、災異として「天爲其多災變怪、夷狄數來」(657頁)など。
- 88 512頁。
- 89 35頁：今但爲乏衣食而殺傷之。
- 90 36頁：或有一家乃殺十數女者、或有妊之未生出、反就傷之者。
- 91 嬰兒殺害の流行については、正史にも見え、『漢書』の貢禹傳や『後漢書』黨錮傳では、困窮のため、子を殺したことが描かれている。その他、迷信による嬰兒殺しの例もある。しかし、ここで述べられているような、女子だけ殺したということとは、他の文獻では未見である。



- 92 39頁〜40頁。
- 93 301頁〜302頁。
- 94 302頁：此十閻、古賢聖人之法、樂人爲善、使不相賊傷、欲令各終天年。
- 95 『論衡』薄葬篇、『潛夫論』浮修篇など。
- 96 49頁：鬼神邪物大興；共乘人道、多晝行不避人也。今使疾病不得絕、列鬼行不止也。
- 97 341頁：共欺其上、爭置死地名爲塚、修之治之以待死、預作死約及凶服、求死得死、有何可冤哉？
- 98 306頁：愚者逆師與鬼隣、不得正道入凶門、遂不復還去神、骨肉腐塗稱祖先、命已滅亡大窮焉。
- 99 284頁に、神靈のランクづけがなされており、最下位のものとして「九爲家先……其有召呼者、純死人之鬼來也」とある。
- 100 306頁：清靜爲本非用錢。
- 101 182頁に、巫祝が、自分だけ使える呪文で病を癒すのは、「是者鬼神之長、人自然使也、名爲孤言、非召神真道也」とある。
- 102 114頁：共穿鑿地、大興起土功。
- 103 112頁〜125頁「起土出書訣」。
- 104 119頁：今天下大屋丘陵冢、及穿鑿山阜、采取金石、陶瓦堅柱、宏掘鑿溝瀆、或閉塞壅閼、當通而不得通有幾何乎。
- 105 113頁：地者主養、稱母。
- 106 106頁 卿希泰氏上揭書95頁「『太平經』的知人善任思想」。
- 107 511頁。
- 108 214頁：凡人一飲酒令醉、狂脈便作、買賣失職、更相鬪死、或傷賊；或早到市、反宜乃歸；或爲奸人所得、或緣高墜、或爲車馬所剋賊。推酒之害萬端、不可勝記。
- 109 經濟的理由で出された禁酒令は、『漢書』文帝紀をはじめ、正史にしばしば見え、王充も「禁酒」の文を書いたという

〔論衡〕對策篇。しかし、本書のように、身近な酒書を具體的に述べたのは比類がない。

110 269頁：市人亦得酒而喜王、名爲二水重王。

111 215頁：各隨其酒斛爲謫。酒家亦然、皆使修城郭道路官舍、爲大土功也；土乃勝水、以厭固絕滅。

112 214頁：或孤獨因以絕嗣、或結怨父母置害、或流災子孫。

113 511頁。

114 224頁～230頁。

115 226頁：又王者或以歲始賜刀兵、或四面巡狩止居、反賜金兵。

116 302頁：無義之人、不仁之子、不用道理、罵天擊地、不養父母、行必持兵、恐畏鄉里。

117 注85參照。

118 242頁：或積財億萬、不肯救窮周急、使人飢寒而死、罪不除也。……所以然者、乃此中和之財物也……今反聚而斷絕之、使不得徧也、與天地和氣爲仇。

119 前注參照。

120 246頁：積之適億億萬種、珍物金銀億萬、反封藏逃匿於幽室、令皆腐塗。見人窮困往求、罵詈不予；既予不卽許、必求取增倍也；而或但一增、或四五迺止……令使其飢寒而死不以道理、反就笑之。

121 王明氏『太平經合校』前言8頁など。

122 242頁：天生人、幸使其人人自有筋力、可以自衣食者。而不肯力爲之、反致飢寒、負其先人之體。而輕休其力、不爲力可得衣食、反常自言愁苦飢寒。但常仰多財家、須而後生、罪不除也。

123 695頁：夫財者、天地之間盈餘物也。

124 250頁～251頁。

- 125 說教體・會話體の部分では、これがより顯著であり、善行悪行は、郷里・縣官・天官の力で、それぞれ明報を受けることになつている（特に625頁〜627頁など）
- 126 668頁：天上急禁絶火燒山林叢木之郷。
- 127 670頁：「請問下田草寧可燒不？」「天上不禁燒也。當燒之」
- 128 572頁：慎無燒山破石、延及草木、折華傷枝、實於市里、金刃加之、莖根俱盡。
- 129 今漢家鑄錢……鑿地數百丈、銷陰陽之精、地藏空虛、不能含氣出雲、斬伐林木、亡有時禁、水旱之災未必不繇此也。
- 130 『漢書』地理志はじめ、楚（江南）の「火耕水耨」についての記事は多いが、それは特殊なもので、ここと結びつける必要はないと思われる。
- 131 問答體の作者が誰であるか、嚴密には不明であるが、テキスト全體としてみれば、個人あるいは一宗教教團の、まとまつた思想體係を表現したものと見る事ができる。
- 132 本書での「章句」については拙論（注3）参照。一般に「章句の學」は、經書の解讀闡誦のみをこととした低次の經學として、より深遠な學問に對比されており（『論衡』など）、本書の用法と似かよつた點がある。
- 133 16頁：天人一體、可不慎哉？
- 134 98頁〜103頁「大小諫正法」
- 135 27頁：古之學者、效之於身；今之學者、反效之於人。  
466頁：帝王比若中極星、默常居其處、而衆星共往奏事也。
- 136 272頁：故易初九子、爲潛龍勿用。  
なお、經書の名が擧げられているのは、『易』（650頁）と『詩』（178頁）である。
- 137 注101参照。說教體の部分に、「醫巫神家、但欲得人錢、爲言可愈、多徵肥美及以酒脯」（620頁）とある。  
『太平經』の思想の社會的側面

- 138 56頁：種禾得禾、種麥得麥、其用功力多者、其稼善。
- 139 210頁：非其有、不可強取；非其土地、不可強種、種之不生。
- 140 297頁。
- 141 672頁：叟射漁獵之子、不順天道而不爲善、常好殺傷者、天甚咎之、地甚惡之、羣神甚非之。
- 142 但し、説教體の部分では、各種の職業は「各有所宜、各有所成」として、商賈佃作、吏、醫巫工師を擧げている。(619頁)